

許認可事務の名称	根拠法令名	根拠条文	標準処理期間	担当課	審査基準・処分基準	参考条文1	参考条文2	参考条文3	参考条文4
1 児童手当の受給資格及び額の認定	児童手当法	第7条	30日	子育て健康課	児童手当の受給資格及び額の認定については、児童手当法第四条第一項及び第五条第一項の規定を基準とする。	(認定) 第七条 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。 2 児童手当の支給要件に該当する者(第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。 一 ～三 略	(支給要件) 第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 一 イ又はロに掲げる児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有するもの イ 中学校修了前の児童 ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童 二 国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする父母指定者 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、国内に住所を有するもの 四 中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者	2 略 3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。	4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
2 児童手当の額の改定	児童手当法	第9条	30日	子育て健康課	すでに児童手当を受けていて新たに児童が生まれた場合は、児童手当の額の改定請求に基づき審査を行う。	(児童手当の額の改定) 第九条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。	(支給要件) 第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。 一 イ又はロに掲げる児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、日本国内に住所を有するもの イ 中学校修了前の児童 ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童 二 国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする父母指定者 三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、国内に住所を有するもの 四 中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者	2 略 3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。	4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3	子どものための教育・保育給付の認定	子ども・子育て支援法	第20条	30日	子育て健康課	<p>子どものための教育・保育給付の認定は、第19条第1項各号の規定を基準とする。</p>	<p>(市町村の認定等)          第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。          2 略          3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。)の認定を行うものとする。</p>	<p>一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合に於ては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの</p>		
4	特定教育・保育施設の確認	子ども・子育て支援法	第31条	90日	子育て健康課	<p>(特定教育・保育施設の確認)          第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。          一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分          二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分          三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	<p>イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。)</p>			

5	保育料の減免	三朝町子ども・子育て支援法施行細則	第11条第1項	15日	子育て健康課	保育料の減免については、三朝町子ども・子育て支援法施行細則第11条第1項の規定に該当することを基準とする。	第11条 町長は、災害その他特別な理由により保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がなくなるまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。	ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。）		
6	養育医療の支給	母子保健法	第20条第1項	30日	子育て健康課		(養育医療) 第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。	二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)		

7	養育医療の継続	三朝町未熟児養育医療に関する規則	第7条第1項	30日	子育て健康課	(給付の継続及び変更) 第7条 指定養育医療機関は、医療券の有効期限を過ぎて医療を継続する必要があると認められる場合には、事前に養育医療給付継続(変更)協議書(様式第8号)を町長に提出し、協議するものとする。	2 町長は、前項の協議に対し、継続(変更)の承認決定を行ったときは、申請者に新たな医療券を交付するとともに、医療券に記載した指定養育医療機関に養育医療給付継続(変更)承認書(様式第9号)により通知するものとする。	三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの
8	看護医療の移送の支給決定	三朝町未熟児養育医療に関する規則	第8条	30日	子育て健康課	(移送に要する費用の支給) 第8条 法第20条第3項第5号の移送に要する費用の支給を受けようとする者は、移送承認申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して、町長に申請するものとする。	四 中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者	
9	国民健康保険被保険者証の交付	国民健康保険法	第5条、第6条、第7条	3日	子育て健康課	(被保険者) 第五条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。  国民健康保険被保険者証の交付に係る審査基準は、国民健康保険法第5条から第7条までの規定に該当していることを基準とする。	3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。	(資格取得の時期) 第七条 市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有するに至つた日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。
10	国民健康保険療養費の支給	国民健康保険法	第54条第1項	90日	子育て健康課	(療養費) 第五十四条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。	4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。	

11	移送費の支給	国民健康保険法	第54条の4第1項	90日	子育て健康課	移送費の支給に係る審査基準は、国民健康保険法第54条の4第1項の規定に該当していることを基準とする。	(移送費) 第五十四条の四 保険者は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。		
12	高額療養費の支給	国民健康保険法	第57条の2第1項	90日	子育て健康課	高額療養費の支給に係る基準については、国民健康保険法施行令第29条の2から第29条の4までの規定に該当していることを基準とする。	(高額療養費) 第五十七条の二 保険者は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第五十六条第二項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額(次条第一項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。	【国民健康保険法施行令】 (高額療養費の支給要件及び支給額) 第二十九条の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項から第五項までの規定により支給される高額療養費の額を控除した額(以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。)が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。	
13	特定疾病の認定	国民健康保険法施行令	第29条の2第8項	7日	子育て健康課	国民健康保険特定疾病の認定は、健康保険法施行令第41条第9項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)に規定する治療及び疾病を受けた場合に行うものとする。	国民健康保険法施行令第29条の2 略 8 被保険者が健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係る療養(食事療養及び生活療養を除く。)を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令の定めるところにより保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等につき受けた当該療養に係る第一項第一号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。		

14	食事療養標準負担額の減額に係る認定	国民健康保険法施行規則	第26条の3第1項	7日	子育て健康課	<p>食事療養標準負担額の減額に係る認定に係る審査基準は、国民健康保険法施行規則第26条の2の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第58条第1号の対象者に該当することを基準とする。</p>	<p>(食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定)      第二十六条の三 健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号の規定による保険者の認定(第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の四に規定する保険者の認定を除く。以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した食事療養標準負担額減額認定申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。      一～四 略</p>	<p>健康保険法施行規則      (食事療養標準負担額の減額の対象者)      第五十八条 法第八十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。      一 令第四十三条第一項第一号ホの規定の適用を受ける者      二 令第四十三条第一項第二号ハ又は第三号ハの規定の適用を受ける者      三 令第四十三条第一項第二号ニ又は第三号ニの規定の適用を受ける者      四 児童福祉法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等      五 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者</p>		
----	-------------------	-------------	-----------	----	--------	---	---	--	--	--